

## 景観法に基づく届出対象行為

行為の種類		届出を要する規模		
		市域全域 (景観誘導ゾーン、景観重点地区以外)	景観誘導ゾーン	景観重点地区
建築物	建築物 (沿道型商業施設を除く)	高さ 13m 超又は 延床面積 500 m <sup>2</sup> 超	高さ 10m 超又は 延床面積 300 m <sup>2</sup> 超	延床面積 10 m <sup>2</sup> 超
	沿道型商業施設	敷地面積 500 m <sup>2</sup> 超 又は 延床面積 250 m <sup>2</sup> 超	敷地面積 300 m <sup>2</sup> 超 又は 延床面積 150 m <sup>2</sup> 超	
工作物	・鉄筋コンクリート造の柱、 鉄柱・木柱類	高さ 15m 超	高さ 15m 超	高さ 3m 超
	・送電鉄塔類	届出対象外	高さ 15m 超	
	・煙突類	高さ 13m 超	高さ 6m 超	
	・記念塔類		高さ 4m 超	
	・高架水槽、サイロ、物見塔類		高さ 8m 超	
	・エレベーター類 ・遊戯施設(コースター等) ・製造施設、貯蔵施設類	高さ 13m 超又は 築造面積 500 m <sup>2</sup> 超	高さ 10m 超又は 築造面積 300 m <sup>2</sup> 超	高さ 3m 超又は 築造面積 10 m <sup>2</sup> 超
	・擁壁	高さ 5m 超	高さ 2m 超	高さ 1m 超
	・法面、垣、柵、塀類	高さ 5m 超	高さ 2m 超	高さ 1m 超
	・高架道路、高架鉄道、橋梁類	幅員 13m 超又は 高さ 5m 超	幅員 10m 超又は 高さ 3m 超	幅員 10m 超又は 高さ 3m 超
	・索道施設(ロープウェイ等)	高さ 20m 超	高さ 13m 超	高さ 13m 超
・太陽光発電設備・風力発電設備類	高さ 13m 超又は 設置面積 500 m <sup>2</sup> 超	高さ 10m 超又は 設置面積 300 m <sup>2</sup> 超	高さ 3m 超又は 設置面積 10 m <sup>2</sup> 超	
開発行為(宅地造成)		面積 2,000 m <sup>2</sup> 超	面積 1,000 m <sup>2</sup> 超	面積 300 m <sup>2</sup> 超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更		面積 2,000 m <sup>2</sup> 超	面積 1,000 m <sup>2</sup> 超	面積 300 m <sup>2</sup> 超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		敷地内の堆積面積の 合計 2,000 m <sup>2</sup> 超又は 堆積の高さ 5m 超	敷地内の堆積面積の 合計 1,000 m <sup>2</sup> 超又は 堆積の高さ 3m 超	敷地内の堆積面積の 合計 300 m <sup>2</sup> 超又は 堆積の高さ 3m 超

- ・「建築物」は、建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(増築又は改築にあたっては、増築後、改築後に該当することになるものを含む。)をするもので、表に示す規模を対象とする。  
「沿道型商業施設」とは、建築基準法第 42 条第 1 項に規定する道路の沿線に建築されるもので、飲食施設、量販店、複合商業施設、コンビニエンスストア、ペットショップ、ゲームセンター、パチンコ店その他の不特定多数の利用が見込まれる商業施設及び娯楽施設とする。  
「沿道型商業施設」の「敷地面積」とは、沿道型商業施設及び沿道型商業施設に付帯する比較的大規模な駐車場並びに倉庫類も含んだ一団の面積とする。
- ・「工作物」は、表中に示すものの新設、増築、改築、若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(増築又は改築にあたっては、増築後、改築後に該当することになるものを含む。)をするもので、表に示す規模を対象とする。  
「工作物(太陽光発電設備・風力発電設備類)」の「設置面積」とは、太陽光発電設備・風力発電設備類及び附属施設、作業道等を含む一団の面積とする。
- ・「開発行為」は、都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為とする。
- ・「宅地造成」は、宅地造成等規制法第 2 条第 2 号に規定するものとする。
- ・「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更」は、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 33 条第 1 項第 4 号、第 5 号及び第 6 号に規定する届出の対象行為その他これらに類する行為とする。
- ・「高さ」とは、傾斜地等を含む一団の敷地内において建設する建築物等が、地盤と接する場所の最も低い所から最も高い所までの高さとする。  
建築物の屋上部の塔屋又は建築物以外のもので壁面上の物がある場合は、高さを含むこととする。  
建築物等で動体部分を有する(風力発電施設等)場合は、動体部分(ブレード等)を含む最高位までを高さを含むこととする。